

発議第2号

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和4年7月1日

提出者

市議会議員	鈴木雅斗
〃	西村敦
〃	稲葉健二
〃	松井努

賛成者

市議会議員	佐直友樹
〃	中山幸紀

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されているが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっている。

しかし、我が国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、「海の日」は、当初の7月20日に固定化すべきである。

よって、本市議会は政府に対し、国民の祝日「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由

関係行政庁に対し、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書を提出するため提案するものである。